



金沢市公報

号外第21号

平成20年(2008年)6月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
● 条 例		○金沢市公園条例の一部を改正する条例	(緑と花の課) 21
○金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例 (企業立地課)	1	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	21
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	4	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	23
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	20	○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	23
○金沢市福祉作業センター条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	20		

条 例

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第33号

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、工場立地法において使用する用語の意義の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	法第5条第5項の規定により本市が同意を得た同条第1項	100分の15以上	100分の20以上

	に規定する基本計画（以下「同意基本計画」という。）に定める専光寺工場適地、金市工場団地、玉鉾地区、古府地区、野町地区、増泉地区、西金沢地区、米泉地区、金石地区、大豆田地区及び若宮地区		
乙種区域	同意基本計画に定める示野工場適地、いなほ工業団地、かたつ工業団地、安原異業種工業団地、金沢木工センター、城西機器工場団地及び梅田町地区	100分の10以上	100分の15以上
丙種区域	同意基本計画に定める蚊爪工場適地、近岡工場適地、戸水工場適地及び金沢港北部地区	100分の5以上	100分の10以上

（緑化の質的な充実）

第4条 前条の規定により、緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を法準則で定める割合より低い割合で当該緑地及び環境施設を整備する者は、周辺の地域における生活環境を保持するため、緑化の質的な充実に努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq (P/\gamma)(0.15 - (G_0/S))$$

ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、 G_0 、S及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq (P/\gamma)(0.2 - (E_0/S))$$

ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、 E_0 、S及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (G_0/S))$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、n、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、S及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S))$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、n、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、S及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 前2項の規定は、既存工場等が第3条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、附則第2項及び前項中「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.2」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、附則第2項及び前項中「0.15」とあるのは「0.05」と、「0.2」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第34号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「、第603条の2第5項、第701条の50第3項若しくは第4項（これらの規定を法第701条の51第3項において準用する場合を含む。）又は第701条の51の2第2項」を「又は第603条の2第5項」に改める。

第29条の2第3項及び第5項中「第30条の7第1項」を「第30条の8第1項」に改める。
第30条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第30条の6の見出しを「（配当控除）」に改め、同条第2項中「次条第1項」を「第30条の8第1項」に、「及び第30条の5」を「及び前条」に、「、第30条の5及び前条第1項」を「、第30条の6第1項及び前条」に改める。

第30条の7第1項中「及び第30条の5」を「、第30条の5及び前条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第30条の8とし、第30条の6の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第30条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令第7条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第30条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る第30条の5第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額につ

いて、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第30条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第32条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第30条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第3項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第33条の2第1項中「第35条の3」の次に「、第35条の6の2第1項若しくは第2項、第35条の6の5」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第35条の3の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第35条の4の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第1項中「個人の」を「前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る」に、「前条」を「同条第1項」に改め、同条第2項中「前条第2項本文」を「同条第2項本文」に、「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「特別徴収税額」を

「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第4項中「同条同項」を「同項」に改め、同項ただし書中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第5項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第6項中「すでに」を「既に」に改める。

第35条の5の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改め、同条第1項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第35条の5の2の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第35条の6の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「より個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「すでに」を「既に」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第35条の6の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第35条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第35条の6の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第35条の3第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額か

ら年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第35条の6の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第35条の6の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第35条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第35条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第35条の6の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第35条の6の3及び前条の規定の適用にあっては、第35条の6の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第35条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第35条の6の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の6の3中「(同条第2項の規定により給与所

得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第35条の6の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第36条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公益社団法人及び公益財団法人

第36条に次の1項を加える。

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第42条の3中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」及び「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「又は政令」を「若しくは政令」に、「又は作業療法士」を「若しくは作業療法士」に改める。

第75条第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第4条の3の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の3の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与

又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第4条の4第3項中「第30条の7第1項」を「第30条の8第1項」に、「第30条の5」を「前条」に改める。

附則第5条第3項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第6条の2第2項中「第30条の7第1項」を「第30条の8第1項」に、「第30条の5」を「前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第6条の3 第30条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19条の4第1項、附則第19条の5第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第21条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第30条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第30条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第30条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第30条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第30条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第19条の5第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第21条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第19条の4第1項、附則第20条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第21条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第7条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が

含まれている」に、「及び前条第1項の規定にかかわらず」を「、第30条の7、附則第6条の2第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「及び前条第1項」を「、第30条の7、附則第6条の2第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第30条の7第1項」を「第30条の8第1項」に、「第30条の5」を「前条」に、「第30条の5並びに附則第7条」を「前条並びに附則第7条第2項」に改める。

附則第19条中「若しくは第53項」を「、第53項」に、「第58項」を「第59項」に、「、第15条の2第2項」を「若しくは第61項、第15条の2第2項」に改める。

附則第19条の4を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の4 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第29条の2第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第30条の6第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第29条の2第1項及び第2項並びに第30条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3の規定の適用については、第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

は山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の5第3項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第20条第3項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第21条第5項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第21条の2第1項中「及び附則第21条の2の3」を削り、同条第2項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の

2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第21条の2の2第2項中「特定管理口座)に」の次に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第21条の2の3を次のように改める。

第21条の2の3 削除

附則第21条の2の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第21条の2の5第3項」を「附則第21条の2の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第21条の2の5第1項」を「附則第21条の2の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「(第3項)」を「(第6項)」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第19条の4第1項及び第2項並びに附則第21条の2第1項の規定の適用については、附則第19条の4第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第21条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第21条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第21条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

附則第21条の2の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第32条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書はその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第29条の2第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選

扱口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第19条の4の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第21条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第21条の2の5を附則第21条の2の6とし、附則第21条の2の4の次に次の1条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第21条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が第29条の2第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第21条の4第2項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第21条の4の3第2項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「（平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）」及び

「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第2号中「第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」を「第30条の7、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の3」に、「これらの規定」を「第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を加え、「第30条の7第1項中」を「第30条の8第1項中」に改め、同条第6項中「第30条の7」を「第30条の8」に、「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第21条の4の4第2項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条の5 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第42条の3の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第42条の3の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第42条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第3号の改正規定並びに次条第1項、附則第3条及び附則第4条第1項の規定 公布の日
- (2) 附則第21条の4の3第3項の改正規定並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日
- (3) 附則第7条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第19条の4の改正規定、附則第21条の2の5の改正規定、同条を附則第21条の2の6とする改正規定及び附則第21条の2の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日
- (4) 附則第21条の2第1項及び第21条の2の3の改正規定並びに次条第15項から第19項

までの規定 平成22年4月1日

(5) 第36条、第42条の3及び第75条第2項の改正規定、附則第19条の改正規定（「第58項」を「第59項」に改める部分を除く。）並びに附則第21条の4の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項及び附則第5条第2項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日

(6) 附則第19条の改正規定（「第58項」を「第59項」に改める部分に限る。）及び附則第5条第1項の規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の6の2から第35条の6の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第30条の7及び附則第6条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第30条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

4 新条例附則第4条の3の2の規定は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第6条の3の規定の適用については、同条中「附則第19条の4第1項、附則第19条の5第1項」とあるのは「附則第19条の5第1項」と、同条第5号中「附則第19条の4第1項、附則第20条第1項」とあるのは「附則第20条第1項」とする。

6 新条例附則第7条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第7条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第19条の4第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が1,000,000円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が1,000,000円を超える場合 次に掲げる金

額の合計額

ア 18,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から1,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条の4第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第19条の4第1項」とあるのは、「附則第19条の4第1項（金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年条例第34号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。
- 9 新条例附則第21条の2の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第21条の2の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第19条の4第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第21条の2の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第29条の2第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第13項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第21条の2の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第19条の4第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が10,000円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第13項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 12 新条例附則第21条の2の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第21条の2の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第21条の2の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成20

年法律第21号) 附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第21条の2の6第2項の規定にかかわらず、新条例第29条の2第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第21条の2の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第21条の2第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第21条の2第1項並びに附則第21条の2の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第21条の2の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第21条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

15 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第21条の2の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第21条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第21条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第21条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第21条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が5,000,000円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が5,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 90,000円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から5,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

- 17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第21条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年条例第34号）附則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。
- 18 新条例附則第21条の2の6第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第21条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 19 新条例附則第21条の3第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第21条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 20 新条例附則第21条の4の3第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第21条の4の3第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第21条の4の3第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第42条の3の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 この条例(附則第19条の改正規定(「第58項」を「第59項」に改める部分を除く。)を除く。)による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第19条の規定は、附則第1条第6号に定める日の属する年の翌年の1月1日(当該定める日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第35号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の項中「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条」に改め、「第120条第1項」の次に「若しくは第126条」を加え、同表第3号の項中「又は第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条」に改め、同表第4号の項中「第5項までの規定」の次に「若しくは同法第126条の規定」を、「第120条第1項」の次に「若しくは第126条」を加え、同表第5号の項中「又は第10条の2第1項から第5項まで」を「若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条」に改め、同表第6号の項中「第18号において同じ。）」の次に「若しくは第126条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市福祉作業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第36号

金沢市福祉作業センター条例の一部を改正する条例

金沢市福祉作業センター条例(昭和49年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 名称 金沢市福祉作業センター十一屋ことぶき作業場

(2) 位置 金沢市十一屋町4番34号

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第37号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中「370円」を「420円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第38号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

51	太陽が丘東部地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画太陽が丘東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

別表第2に次の1号を加える。

51 太陽が丘東部地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
中層住宅 地区	用途の制限	1戸建ての専用住宅又は兼用住宅
	敷地面積の 最低限度	200平方メートル
	壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、緑地、水路若しくは歩行者専用道路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値（床面積の合計が30平方メートル以内の附属建築物については、1メートル）とする。 (1) 道路境界線については、2メートル

		(2) 隣地等の境界線については、1.5メートル
	高さの最高 限度	15メートル
	垣又はさく の構造の制 限	<p>垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 門及び幅が2メートル以下の門のそでを除き、塀等を設けないこと。</p> <p>(2) 地区整備計画に定める幹線道路及びコミュニティ道路に面しては、生け垣又は高さが1.2メートル以下であるフェンス（その基礎の高さが0.6メートル以下であるものに限る。）とすること。</p> <p>(3) 地区整備計画に定める準幹線道路、区画道路及び歩行者専用道路に面しては、生け垣を除き、設けないこと。</p> <p>(4) 隣地に面しては、生け垣又はフェンス（その基礎の高さが0.6メートル以下であるものに限る。）とすること。</p>
低層住宅 地区	用途の制限	<p>1戸建ての専用住宅以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 兼用住宅で次の用途を兼ねるもの</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合については、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(2) 幼稚園、保育所、集会所又は診療所</p> <p>(3) 公益上必要があると市長が認めるもの</p>
	敷地面積の 最低限度	200平方メートル
	壁面の位置 の制限	<p>建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値（床面積の合計が30平方メートル以内の附属建築物については、1メートル）とする。</p> <p>(1) 地区整備計画に定める幹線道路及びコミュニティ道路については、2メートル</p> <p>(2) 前号に掲げる道路以外の道路又は隣地等の境界線については、1.5メートル</p>
	形態又は意 匠の制限	<p>屋根は、その水平投影面積の3分の2以上をこう配が10分の2以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。</p>

	垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 門及び幅が2メートル以下の門のそでを除き、塀等を設けないこと。</p> <p>(2) 地区整備計画に定める幹線道路及びコミュニティ道路に面しては、生け垣又は高さが1.2メートル以下であるフェンス（その基礎の高さが0.6メートル以下であるものに限る。）とすること。</p> <p>(3) 地区整備計画に定める準幹線道路、区画道路及び歩行者専用道路に面しては、生け垣を除き、設けないこと。</p> <p>(4) 隣地に面しては、生け垣又はフェンス（その基礎の高さが0.6メートル以下であるものに限る。）とすること。</p>
--	-------------	--

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第39号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 処理面積 8,856ヘクタール
- (3) 処理人口 443,810人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第40号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「200円（消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、）」を「217円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同年4月分以後の月分の傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同年3月分以前の月分の傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の額の内払とみなす。

平成20年(2008年)6月25日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)6月25日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)